

商品概要説明書

平成24年7月27日現在適用中

1. 商品名	・ぎふしんプラスご住（ごじゅう）ローン
2. ご契約期間	・ご契約日から1年（原則自動更新） ・最終契約期限は、満65歳誕生月の末日とさせていただきます（末日が休日の場合は前営業日）
3. ご融資金額	・貸越極度額50万円
4. 融資形式	・当座貸越
5. ご融資利率	・変動金利（住宅ローンプライムレート+年4.425%） ・巻末「ローン利率一覧表」記載の利率を適用させていただきます
6. ご融資の条件 ①ご利用いただける方 ②お使いみち ③担保・保証人 ④お利息の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業地区内に居住、または住所を有する事業所に勤務する満20歳以上60歳以下で次の全ての項目に該当する方 ①ぎふしん信用保証㈱の保証が得られる方 ②ぎふしん信用保証㈱保証付有担保扱い住宅ローンの新規ご契約の方、ご利用中の方 ・事業資金を除く健康で文化的な生活を営むために必要な資金（旧債返済資金にはご利用いただけません。ただし、「総合口座ぶらす10」、「総合口座ぶらす30」、「総合口座プラスα」をご利用の方はご解約いただきますので、その返済資金にはご利用いただけます） ・ぎふしん信用保証㈱が保証しますので必要ありません ・毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
7. ご返済 ①ご返済の方法 ②ご返済日 ③最低ご返済額	<ul style="list-style-type: none"> ・随時返済（窓口およびATMでのご入金にて、ご返済いただけます） ・任意の日にご返済いただけます ・1円
8. 事務手数料・保証料	・事務手数料および保証料は、別途お支払いいただく必要はありません（保証料はご融資利率に含んでいます）
9. 金利情報について	・店頭窓口にお問合せください
10. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、058-265-1151）で受付けています</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、03-3517-5825）にお申し出ください</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）— もあります</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合せください</p>

11. その他	<ul style="list-style-type: none">・ 毎年2月、8月の普通預金利息決算日に、前回利息決算日の翌日から当該利息決算日までの貸越利息を計算し、当該利息決算日の翌日に利用口座より貸越利息を徴求させていただきます・ 利用口座は、住宅ローン返済用口座と同一とさせていただきます・ 利率優遇はございません・ 営業店（店頭・渉外）での受付のみとさせていただきます・ ご不明な点は、当金庫の窓口またはフリーダイヤル(0 1 2 0 - 1 1 6 - 9 1 9)までお問い合わせください・ 保証会社の保証が得られない場合など、ご希望にお応えできない場合もございますので、あらかじめご了承ください
---------	--